

大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例

平成二十七年十二月二十八日
大阪府条例第三百三十七号

大阪戦略調整会議の設置に関する条例（平成二十七年大阪府条例第八十一号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会長及び副会長) 第七條 大阪會議に会長一人及び副会長二人を置く。 2、3 (略) 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。 (専門部会) 第九條 (略) 2 (略) 3 部会に部会長一人及び副部会長二人を置く。 4、5 (略)</p>	<p>(会長及び副会長) 第七條 大阪會議に会長及び副会長各一人を置く。 2、3 (略) 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (専門部会) 第九條 (略) 2 (略) 3 部会に部会長及び副部会長各一人を置く。 4、5 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。